

## 子育て支援事業の計画

1	該当事業	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第（ ）号に該当
	事業名	
	事業内容	
	実施日数及び時間	
	職員体制	
	利用料	
	対象とする子どもの年齢及び予定人数	
	実施場所	
	備考	
2	該当事業	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第（ ）号に該当
	事業名	
	事業内容	
	実施日数及び時間	
	職員体制	
	利用料	
	対象とする子どもの年齢及び予定人数	
	実施場所	
	備考	

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号

- 一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 二 地域において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- 四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- 五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業